

農地中間管理事業の推進に関する法律第26条第1項に基づく農業者等の協議について

1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況			4. 当該区域における農業の将来のあり方 コメント	5. 当該区域における農地中間管理機構の活用方針
		法人	個人	集落営農任意組織		
合渡	令和4年3月10日	2	20	0	<ul style="list-style-type: none"> ・水田利用について、中心経営体である認定農業者への農地の集積・集約化と、中心経営体ではない農業者の農地利用が効率的に行えるよう、農地の利用調整を更に進めていく。また、地区外の認定農業者が地区内の水田の一部を利用して露地野菜を栽培しているため、調整を図る。 ・地区内にJA全農岐阜いちご研修所があり、研修所の修了生が多く就農しており、既存のいじご生産者と合わせて産地が形成されつつある。引き続き、研修所修了生の就農に向けた支援を行い、担い手の育成及び産地化を推進していく。 	<p>平成26年度の制度開始以来、重点推進地域の指定を受けるなど、農地の集約化を目指し、農地所有者から機構への貸し付けを推進してきた。</p> <p>今後も、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていくこととし、中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。</p>
方県	令和4年3月10日	6	17	3	<ul style="list-style-type: none"> ・石谷地区について、2つの中心経営体である認定農業者等への農地の集積・集約化を進めている。中心経営体ではない農業者の農地利用についても効率的に行えるよう、農地の利用調整を進めていく。また、入作を希望している認定農業者等がいれば積極的に受け入れを促していく。 ・村山地区について、1つの中心経営体である認定農業者等への農地の集積・集約化を進めている。村山地区で中心経営体ではないが積極的に農業経営を行っている農業者に対し中心経営体へ移行を促すとともに農地利用についても効率的に行えるよう、農地の利用調整を進めていく。また、入作を希望している認定農業者等がいれば積極的に受け入れを促していく。 ・安食地区について、4つの中心経営体である認定農業者等への農地の集積・集約化を進めている。中心経営体ではない農業経営を行っている農業者に対し中心経営体へ移行を促すとともに農地利用についても効率的に行えるよう、農地の利用調整を進めていく。また、入作を希望している認定農業者等がいれば積極的に受け入れを促していく。 ・佐野地区について、2つの中心経営体である認定農業者等への農地の集積・集約化を進めている。中心経営体ではない農業者の農地利用についても効率的に行えるよう、農地の利用調整を進めていく。また、入作を希望している認定農業者等がいれば積極的に受け入れを促していく。 ・佐野地区について、1つの中心経営体である認定農業者等への農地の集積・集約化を進めている。佐野地区で中心経営体ではないが積極的に農業経営を行っている農業者に対し中心経営体へ移行を促すとともに農地利用についても効率的に行えるよう、農地の利用調整を進めていく。また、入作を希望している認定農業者等がいれば積極的に受け入れを促していく。 ・岩利地区について、中心経営体である認定農業者等への農地の集積・集約化を進めている。中心経営体ではない農業者の農地利用についても効率的に行えるよう、農地の利用調整を進めていく。また、入作を希望している認定農業者等がいれば積極的に受け入れを促していく。 	<p>平成26年度の制度開始以来、重点推進地域の指定を受けるなど、農地の集約化を目指し、農地所有者から機構への貸し付けを推進してきた。</p> <p>今後も、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていくこととし、中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。</p>
黒野	令和4年3月10日	4	11	1	<ul style="list-style-type: none"> ・水田及び畑利用について、中心経営体である認定農業者等への農地の集積・集約化と、中心経営体ではない農業者の農地利用が効率的に行えるよう、農地の利用調整を更に進めていく。また、入作を希望している認定農業者等があれば積極的に受け入れを促していく。 	<p>平成26年度の制度開始以来、重点推進地域の指定を受けるなど、農地の集約化を目指し、農地所有者から機構への貸し付けを推進してきた。</p> <p>今後も、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていくこととし、中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。</p>
木田	令和3年3月12日	1	11	0	<ul style="list-style-type: none"> ・中心経営体への集積・集約化については引き続き進めていくが、集積・集約化の対象となり難い農地については、基本的に現利用者が耕作を継続する方向で対応していく。 ・他地区からの中心経営体や認定農業者を受け入れ、当地区内の中心経営体を増やすことで集積・集約化を推進させる。 ・中心経営体以外にも、農業経営に意欲的な農業者が数多く存在し、こうした農家が集積・集約化の対象となり難い農地の保全も担っていることから、最低でも今後4~5年間は耕作を継続できるよう努める。 	<p>貸付を希望する場合は、原則として農地を中間管理機構に貸し付けていく。</p> <p>中心経営体や農業者が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて他の中心経営体や意欲ある農業者への貸付けを進め、集積・集約化や農地の保全に努める。</p>
西郷	令和5年3月1日	6	13	2	<ul style="list-style-type: none"> ・中心経営体である認定農業者等を中心に、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより、農地の集積・集約化を進める。 	<p>貸付希望の農地は原則として農地中間管理機構に貸し付けていく。</p> <p>中心経営体が何らかの事情で営農の継続が困難になった場合には、新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れとともに、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。</p>

1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況			4. 当該区域における農業の将来のあり方 コメント	5. 当該区域における農地中間管理機構の活用方針
		法人	個人	集落営農任意組織		
七郷	令和4年3月10日	1	7	0	<ul style="list-style-type: none"> ・中心経営体への集積・集約化については引き続き進めていくが、集積・集約化の対象となり難い農地については、基本的に現利用者が耕作を継続する方向で対応していく。 ・他地区からの中心経営体や認定農業者を受け入れ、当地区内の中心経営体を増やすことで集積・集約化を推進させる。 ・東改田地区を中心に休耕田を活用し稲作用作物の安定生産の確立及び産地化を目指す。 ・中心経営体以外にも、農業経営に意欲的な農業者が数多く存在し、こうした農家が集積・集約化の対象となり難い農地の保全も担っていることから、最低でも今後4~5年間は耕作を継続できるよう努める。 	<p>貸付を希望する場合は、原則として農地を中間管理機構に貸し付けていく。</p> <p>中心経営体や農業者が病気や怪我等の事情で営農継続困難となった場合には、新たな受け手への付け替えを進めることができるよう機構を通じて他の中心経営体や意欲ある農業者への貸付けを進め、集積・集約化や農地の保全に努める。</p>
網代	令和4年3月10日	7	16	1	<ul style="list-style-type: none"> ・中心経営体である認定農業者を中心に、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより、農地の集積・集約化を進めます。また、地域農業へ向けた取り組みを進める。 ・鳥獣被害防止対策 ・地区全体での鳥獣被害の把握、捕獲体制の構築等に取り組む。 ・里山環境保全事業や県、市、JAの鳥獣害対策補助事業を活用し、環境整備についての取り組みを進める。 ・地域農業への取り組み ・地区内の畜産農家へ供給するため、牧草を中心とした農地利用を進める。 ・新規・特産化作物の導入 ・特産物である富有柿の生産対策に力を入れるとともに、網代地区の土地柄にあった新規作物の導入と協賛する組織づくりを進める。 ・基盤整備への取り組み ・小面積区画の湿田が多い中山間地域について、基盤整備を検討する。 	<p>貸付希望の農地は原則として農地中間管理機構に貸し付けていく。</p> <p>中心経営体が何らかの事情で営農の継続が困難になった場合には、新たな受け手への付け替えを進めることができるように、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めいく。</p>
山県	令和2年2月26日	2	3	3	<ul style="list-style-type: none"> ・中心経営体である認定農業者を中心とした農地の集積・集約化を進める。 	<p>農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。</p> <p>中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるように、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めいく。</p>
敵美	令和5年3月1日	4	5	0	<ul style="list-style-type: none"> ・中心経営体である認定農業者を中心とした農地の集積・集約化を進める。 ・米の需給調整を行うにあたり、不公平感がないようにブロックローテーションの取組を継続する。 	<p>農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。</p> <p>中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるように、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めいく。</p>
春近	令和2年2月26日	3	3	0	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣地区から入作をしている中心経営体である認定農業者を中心に、農地の集積・集約化を進める。 	<p>農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。</p> <p>中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるように、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めいく。</p>

1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況			4. 当該区域における農業の将来のあり方 コメント	5. 当該区域における農地中間管理機構の活用方針
		法人	個人	集落営農任意組織		
長良	令和4年3月10日	0	1	0	・地区内に中心経営体がないため、地区内にいる認定農業者等の中心経営体への参入や、入作を希望する認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。 ・市民農園をはじめ観光農園や体験農園の開設に向けて、農地所有者との連携を図る。	
常磐	令和4年3月10日	2	3	0	・水田利用について、中心経営体への農地の集積・集約化が進むよう農地の利用調整を更に進めていく。 ・中心経営体の数が不十分であるため、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進していく。	平成26年度の制度開始以来、重点推進地域の指定を受けるなど、農地の集約化を目指し、農地所有者から機構への貸し付けを推進してきた。 今後も、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていくこととし、中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。
岩野田	令和3年3月12日	0	1	0	・経営体の数が不十分であるため、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進していく。	
三里	令和3年3月12日	0	1	0	・中心経営体である認定農業者が担うほか、入作を希望する認定農業者等の受入れを促進することにより対応していく。 ・所有者は農地の草刈りなど、農地の維持管理を引き続き行い、受け手が借りやすい環境を整える。	
鏡島	令和3年3月12日	0	0	0	・地区内に規模拡大を図る中心経営体がないため、入作を希望する認定農業者や新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。 ・所有者は、農地の草刈りなど農地の維持管理を引き続き受け手が借りやすい環境を整える。	

1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況			4. 当該区域における農業の将来のあり方 コメント	5. 当該区域における農地中間管理機構の活用方針
		法人	個人	集落営農任意組織		
市橋	令和3年3月12日	1	3	0	<ul style="list-style-type: none"> ・中心経営体への農地の集積・集約化と、個人農業者の農地利用が効率的に行えるよう、農地の利用調整を更に進めていく。 ・また、新規就農者や定年帰農者などの新たな扱い手の受入れを促進する。 ・所有者は、農地の草刈りなど、農地の維持管理を引き続き行うとともに、中心経営体が何らかの事情で営農の継続が困難になった場合に、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、新規就農者や定年帰農者などの受入れを促進する。 	
日置江	令和3年3月12日	3	2	1	<ul style="list-style-type: none"> ・中心経営体である認定農業者や集落営農組織が担うほか、入作を希望する認定農業者等があれば共に担っていく。 ・各経営体へどのように集約していくのかを話し合い等を通じて検討していく。 	
鶴	令和3年3月12日	1	0	0	<ul style="list-style-type: none"> ・中心経営体である認定農業者が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。 ・あぜの草は所有者が刈るなど、地区としてのルールを定め、受け手の負担が増えないようにする。 ・水稻栽培から、水田を利用した高収益作物への転換の可能性を探る。 ・所有者は農地の草刈りなど、農地の維持管理を引き続き行い、受け手が借りやすい環境を整える。 	
芥見	令和3年3月12日	5	2	0	<ul style="list-style-type: none"> ・中心経営体である認定農業者を中心とした農地(水田)の集積・集約化を進める。 ・米の需給調整を行うにあたり、不公平感がないようにブロックローテーションの取組を継続する。 	<p>農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。</p> <p>中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。</p>
岩	令和5年3月1日	2	1	0	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度中に隣接地区の扱い手が、岩地区の中心経営体として岩地区の人・農地プランに参加してもらう。 ・現在、農作業受託も含め自作で耕作を継続してきた農家が多い。今後は、扱い手を中心とした農地(水田)の集積・集約化を進める。 	<p>農地中間管理事業の活用による賃借の設定が進んでいないため、まずは農地所有者は、出し手と受け手の相手にかかわらず、原則として農地を中間管理機構に貸し付けるよう進めていく。</p> <p>岩地区人・農地プランの中心経営体(扱い手)に農地(水田)の集積をするよう図る。</p>

1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況			4. 当該区域における農業の将来のあり方 コメント	5. 当該区域における農地中間管理機構の活用方針
		法人	個人	集落営農任意組織		
北長森	令和5年3月1日	1	1	1	<ul style="list-style-type: none"> ・中心経営体への農地の集積・集約化と、個人農業者の農地利用が効率的に行えるよう、農地の利用調整を更に進めていく。 また、集落営農組織を立ち上げ、中心経営体の数を増やすことで、農地の集積・集約化を推進させていく。 ・長森地区ほ場整備事業の取組方針 <p>農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、北長森地区において農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。ほ場整備事業を活用し、農地環境を良好にすることで、農振農用地地域での担い手への集積・集約を進めていく。また、引き続き集落営農を立ち上げ、地区の中心経営体を増やす。</p>	平成26年度の制度開始以来、農地の集約化を目指し、農地所有者から機構への貸し付けを推進してきた。 今後も、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていくこととし、中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。
日野	令和3年3月12日	1	1	0	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内に規模拡大を図る中心経営体がないため、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。 	
鷺山	令和4年3月10日	2	1	0	<ul style="list-style-type: none"> ・中心経営体である認定農業者が担うほか、他地区から入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進していく。 	平成26年度の制度開始以来、農地の集約化を目指し、農地所有者から機構への貸し付けを推進してきた。 今後も、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていくこととし、中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。
則武	令和3年3月12日	0	3	0	<ul style="list-style-type: none"> ・他地区から中心経営体、認定農業者の受け入れを図り、新たな担い手の確保に努める。 ・当地区は優良農地が比較的多い一方、ほぼ全て市街化区域内のため、集積・集約化の対象となり難い農地も少なくないが、これらは基本的には現利用地者が耕作を継続することで、農地の維持管理を図る。 ・中心経営体以外にも農業経営に意欲的な農業者が数多く存在し、こうした農家が集積・集約化の対象となり難い農地の保全も担っていることから、最低でも今後4~5年間は耕作を継続できるよう努める。 	
島	令和5年3月1日	0	45	0	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の中心経営体等に農業経営を継続させるとともに、新規就農者を呼び込むなど、農地の維持や集積に取り組む。 ・農地法による転用制限が無く、所有者が貸借の設定を拒否するなど集積が上手く進まない。 <p>都市農業の振興のため導入された生産緑地制度の活用促進に向け、指定要件の緩和など有効な方策を要望していただきたい。</p> <p>・高齢等で離農する農家の優良農地や農機具等を、新規就農希望者や近隣の農業者へマッチング出来るような取組を検討していただきたい。</p>	

1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況			4. 当該区域における農業の将来のあり方 コメント	5. 当該区域における農地中間管理機構の活用方針
		法人	個人	集落営農任意組織		
南長森	令和5年3月1日	1	1	1	<ul style="list-style-type: none"> ・中心経営体への農地の集積・集約化と、個人農業者の農地利用が効率的に行えるよう、農地の利用調整を更に進めていく。 また、集落営農組織を立ち上げ、中心経営体の数を増やすことで、農地の集積・集約化を推進させていく。 ・長森地区ほ場整備事業の取組方針 農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、南長森地区において農用地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。ほ場整備事業を活用し、農地環境を良好にすることで、農振農用地地域での担い手への集積・集約を進めていく。また、引き続き集落営農を立ち上げ、地区の中心経営体を増やす。 	平成26年度の制度開始以来、農地の集約化を目指し、農地所有者から機構への貸付けを推進してきた。 今後も、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていくこととし、中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。
茜部	令和3年3月12日	2	1	0	<ul style="list-style-type: none"> ・中心経営体への農地の集積・集約化と、個人農業者の農地利用が効率的に行えるよう、農地利用調整を更に進めていく。 また、定年帰農者などの担い手の受け入れを促進する。 ・市民農園をはじめ観光農園や体験農園の開設に向けて、農地所有者との連携を図る。 	
厚見	令和3年3月12日	1	0	1	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣地区から入作をしている中心経営体である認定農業者を中心に、農地の集積・集約化を進める。 また、新規就農者や定年帰農者などの新たな担い手の受け入れを促進する。 ・厚見地区の集落営農組織である厚見営農組合を新たな中心経営体に追加し、農地の集積・集約化を進める。 	
本荘	令和3年3月12日	0	0	0	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内に規模拡大を図る中心経営体がないため、入作を希望する認定農業者や新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。 ・所有者は、農地の草刈りなど農地の維持管理を引き続き行い受け手が借りやすい環境を整える。 	
柳津	令和5年3月1日	1	4	0	<ul style="list-style-type: none"> ・中心経営体への農地の集積・集約化と、個人農業者の農地利用が効率的に行えるよう、農地の利用調整を更に進めていく。 また、入作を進め、中心経営体の数を増やすことで、農地の集積・集約化を推進させていく。 ・農地の貸借の意向がある場合は、市やJAに相談するように集落座談会などで周知する。 ・麦、大豆、高収益作物など需要に応じた栽培ができるように基盤整備の推進を検討する。 ・土地所有者、耕作者を含む地域住民で、農地の維持管理方法のルール化を検討する。 	農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。